

安心して学べる環境づくり

しゅうがくえんじょせいど
就学援助制度

シュウガク エンジョ

令和8年度 恩納村

就学援助制度って？

経済的な理由でお困りの
ご家庭へ、お子様が安心して
学校生活を楽しめるよう
支援する制度です



1. 対象となる方

- 恩納村に住所のある児童生徒・又は保護者で
下記のいずれかに該当する方
- 恩納村外に住所があり、恩納村立小中学校に通う児童生徒で
下記のいずれかに該当する方



- ① 現在、生活保護を受けている
- ② 住民税（村県民税）が非課税
- ③ 児童扶養手当を受給している
- ④ その他（収入が不安定、多子世帯など）



目安の基準

人数	世帯構成	総収入額
2人	ひとり親・小学生1人	約230万円
3人	ひとり親・中学生1人・小学生1人	約320万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人	約350万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・未就学児1人	約400万円

※この表はあくまで目安です。保護者やお子さまの年齢でも基準額は変動します。

2. 申請方法

- 【 申請期間 】 令和8年4月1日（水）～9月30日（水）
※書類提出の場合、土日・祝日を除く
※9月30日以降の申請は、翌月認定となります
- 【 対象者 】 令和8年4月1日に
小学1年生～中学3年生になる児童生徒
- 【 提出場所 】 恩納村教育委員会 学校教育課
または、恩納村立小中学校



オンライン申請をご活用ください

- ★ 令和7年度に認定された児童生徒も、新たに申請が必要です
- ★ オンライン申請の場合は土日・祝日も受付可能
- ★ 書類での申請をご希望の方は、学校または教育委員会から申請書類を受取るか、恩納村HPからダウンロードしてください（郵送でのお申込みも可能です）



申請



HP

3. 認定までの流れ



お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



申請手続き

就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。



審査・認定

所得などをもとに審査を行い、教育委員会から結果の通知が届きます。



就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が支給されます。*援助の内容によって異なります。

4. 支給内容

支給項目	支給額		振込先
	小学校	中学校	
新入学用品費 (新1年生のみ対象)	57,060円	63,000円	保護者口座
学用品費	11,630円	22,730円	保護者口座
通学用品費 (小中1年生以外)	2,270円	2,270円	保護者口座
オンライン学習通信費	1世帯につき15,000円		保護者口座
校外活動費	実費		保護者口座
修学旅行費	実費		保護者口座 又は旅行会社
めがね購入費 (別途申請が必要)	上限2万円		保護者口座
学校給食費 (村外からの通学者)	実費		給食センター

お問合せ

〒 904-0492 恩納村字恩納2451番地
恩納村教育委員会 学校教育課
TEL: 098-966-1209

